

期 中 の 評 価 個 表

事業名	民有林直轄治山事業	事業計画期間	昭和41年度～平成32年度（55年間）														
事業実施地区名 （都道府県名）	大井川(おおいがわ) （静岡県）	事業実施主体	関東森林管理局 大井川治山センター														
事業の概要・目的	<p>当地区は、静岡県中部の大井川上流に位置し、中央構造線、糸魚川 - 静岡構造線に挟まれた地域に位置しており、極めて脆弱な地質と急峻な地形となっている。そのため、風化侵食が顕著で、3千を超える崩壊地があり、渓流や山腹には不安定土砂が厚く堆積しており、豪雨時には土石流等となって下流に流出する。昭和29年から昭和40年までの間に死者及び行方不明者42名、家屋の全半壊及び流出226戸等の被害に見舞われた。</p> <p>広範囲にわたる多数の大規模崩壊地の復旧と、渓流に厚く堆積する膨大な土砂の固定、流出防止を図るには大規模で継続的な治山対策が必要であることから、静岡県等からの強い要請により、昭和41年度から民有林直轄治山事業に着手した。その後、豪雨による新規崩壊地が発生する等、荒廃状況の変化に応じて、事業内容を見直しつつ現在に至っている。</p> <p>・主な事業内容：溪間工317基 山腹工176ha ・総事業費：29,175,000千円（平成15年度の評価時点：29,175,000千円）</p>																
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成15年度期中の評価時と現在において要因に大きな変化はない。 なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総費用（C）</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 60%;">43,823,750千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総便益（B）</td> <td>水源かん養便益</td> <td>19,064,052千円</td> </tr> <tr> <td>山地保全便益</td> <td>112,439,058千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>131,503,110千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果（B / C）</td> <td></td> <td>3.00</td> </tr> </table>			総費用（C）		43,823,750千円	総便益（B）	水源かん養便益	19,064,052千円	山地保全便益	112,439,058千円		計	131,503,110千円	分析結果（B / C）		3.00
総費用（C）		43,823,750千円															
総便益（B）	水源かん養便益	19,064,052千円															
	山地保全便益	112,439,058千円															
	計	131,503,110千円															
分析結果（B / C）		3.00															
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区の下流域には、中部電力の発電ダム（年間18億66千万円）が設置され、近年の電力需要の増大とともに、ダム機能の保全が求められている。</p> <p>・主な保全対象：人家366戸、農耕地104ha、発電ダム5基、市町道79km</p>																
事業の進捗状況	<p>山腹崩壊地については、崩壊地の拡大を抑制するとともに、復旧整備を図るため、土留工の施工、草・木本類による緑化工を実施し、渓流荒廃地については、不安定土砂の流出及び溪岸侵食防止を図るため、溪間工の整備を進めている。 平成19年度末の進捗率は63%（事業費）である。</p>																
関連事業の整備状況	該当なし。																
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>自然環境の維持、森林の保全はもとより下流域の人家・道路等を保全する事業の継続と早期整備を希望する。また、設置した治山施設の機能維持を今後ともお願いする。（静岡県）</p> <p>当地区は、国土保全上重要な地区であり、静岡県民の水害として、又、森林環境教育の場として今後ますます重要な位置にあり、より積極的な治山事業の推進と継続を強く要望する。（静岡市）</p> <p>崩壊地から発生した土砂が山腹や溪床に不安定な状態で堆積し、今後の降雨による下流域への流出が懸念され、早期復旧事業を期待する。公益的機能の高い森林の維持、造成を図るため、早期の遂行及び事業の継続を強く希望する。（川根本町）</p>																
事業コスト縮減等の可能性	<p>現地の土石等を利用した土留工、護岸工等を採用するなどにより工事コストの縮減を図っており、今後も一層コスト縮減に努めることとする。 併せて、間伐材を使用した丸太筋工等を採用し木材の利用促進も実施する。</p>																
代替案の実現可能性	該当なし。																
第三者委員会の意見	<p>下流域の保全の必要性、地域の要望等から事業を継続することが適当と考える。また、自然復旧可能な場所と施工の必要な場所の区域分けを行い、監視して行くことも必要である。</p>																

評価結果及び実施方針	<ul style="list-style-type: none">・必要性： 山腹崩壊地及び溪床に堆積する不安定土砂の状況から、放置すれば崩壊地の拡大と土砂の流出による下流域への被害が懸念され、保安林機能の回復、発揮のため当事業の要請がされており、事業の必要性が認められる。・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討されており、コスト縮減につとめていることから、事業の効率性が認められる。・有効性： 事業の実施により山腹崩壊地の復旧、溪床の不安定土砂の安定化など下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。 <p>上記 ~ の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえ総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施方針： 事業を継続する。
------------	--